

横浜市原子爆弾被爆者の子に対する医療費助成要綱

制定 昭和53年1月18日（助役決裁）

最近改正 令和元年10月1日（局長決裁）

（目 的）

第1条 この要綱は、原子爆弾被爆者の実子（以下「被爆者の子」という。）の健康の保持及び向上を図るとともに、健康上の不安感を和らげるため被爆者の子に対し、医療費を助成することについて必要な事項を定める。

（資 格）

第2条 この要綱により、医療費の助成を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、その医療を受けた時に次のすべてに該当する者とする。

- （1）横浜市内に住所を有する者
- （2）原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年12月16日法律第117号。以下「原爆被爆者援護法」という。）第1条に規定する被爆者の実子（被爆時以前に生まれた者及び被爆当時胎児であった者を除く。）
- （3）健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われる者
- （4）神奈川県原子爆弾被爆者等健康診断実施要領第3条第2号に規定する受診証（以下「被爆者のこども健康診断受診証」という。）を所持する者

（助成対象疾病）

第3条 医療費を助成する疾病（以下「助成対象疾病」という。）は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）第51条に定める障害を伴う疾病（別表第1）とする。

（除外疾病）

第4条 次に掲げる疾病は、助成対象疾病から除外する。

- （1）感染性疾患及び感染性疾患に起因する疾患
- （2）寄生虫病及び寄生虫病に起因する疾患
- （3）中毒又は事故に起因する疾患
- （4）自己の故意又は重大な過失に起因する疾患
- （5）前各号に掲げるもののほか、原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかである疾患

（助成の対象となる医療費）

第5条 助成対象となる医療費は、次のとおりとする。

- （1）受給資格者について医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によ

- り給付される額を控除した額
- (2) 入院時食事療養費の標準負担額
 - (3) 前各号に係る証明書料
 - (4) 第7条第1項第2号に係る診断書料
- 2 前項第3号の証明書料及び第4号の診断書料の額は、横浜市病院事業の経営する病院条例（平成12年3月横浜市条例第29号）に定めるその他の証明書料及びその他の診断書料を基準とし、別表第2に定める額を限度とする。
- 3 第1項第1号の規定にかかわらず、医療保険各法以外の法令の規定により国又は地方公共団体による医療に関する給付が行われたときは、同号の医療費の助成の額から当該法令の規定によって行われた当該医療に関する給付の額を控除した額とする。

（診療方針及び診療報酬）

第6条 医療機関における診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

（助成申請）

第7条 医療費の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 被爆者の子医療費助成申請書（請求書）（第1号様式）
 - (2) 被爆者の子医療費助成診断書（第2号様式）
 - (3) 被爆者の子医療費証明書（第3号様式）
 - (4) 第5条第1項第1号の規定による同意書（第4号様式）
 - (5) 被爆者のこども健康診断受診証の1ページ目の写し
 - (6) 健康保険証の写し
 - (7) 住民票（写し可）
- 2 前項第2号に規定する診断書は、継続して医療を受けている場合であって申請者の第3条に規定する疾病の状態が同一で、同一医療機関である場合は、これを省略することができるものとする。
- 3 第1項第7号に規定する住民票は、継続して申請する場合であって横浜市内に引き続き在住する場合は、これを省略することができるものとする。

（助成申請の期間）

第8条 前条の規定による申請については、当該年度において申請者に対し行われた医療給付について行うことができることとし、翌年度の4月末日までに市長に必要書類を提出しなければならない。

ただし、正当な理由がある場合は、当該医療給付が行われた月の翌年同月まで申請することができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特にやむを得ない事情があると認めた場合には、申請期間を延長することができる。

(助成決定)

第9条 市長は、第7条の規定による申請内容が適正であると認め、医療費を助成することを決定したときは被爆者の子医療費助成決定通知書（第5号様式）を、助成しないことを決定したときは被爆者の子医療費助成不承認決定通知書（第6号様式）をもって申請者に通知するものとする。

(調 査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、この要綱による助成決定に必要な事項について申請者に報告を求め、又は調査することができる。

(返 還)

第11条 市長は、いつわりその他不正な方法により医療費の助成を受けた者があるときは、当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させるものとする。

(書類の提出)

第12条 申請者が、この要綱の各規定に基づき、市長に提出する申請書等は、申請者の住所地の区福祉保健センター又は健康福祉局保健事業課に提出するものとする。

(支 払)

第13条 医療費の助成は、横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年横浜市規則第57号）の定めるところにより行うものとする。

(雑 則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、医療費の助成に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和53年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 医療証の更新は、第14条の規定にかかわらず昭和53年度においては行わないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和54年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 医療証の更新は、第14条の規定にかかわらず昭和54年度において実施する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後を初日として医療を要した者に対する助成について適用し、平成 12 年 6 月 30 日現在入院している者で、引き続き入院を継続する者については、その入院が終了し退院するまでの間は、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後を初日として医療を要した者に対する助成について適用し、平成 12 年 7 月 1 日改正以前から入院している者で、引き続き入院を継続する者については、平成 17 年 3 月 31 日までの間は、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に第 7 条に定める書類を提出した者に対する助成について適用し、施行日前に提出した者に対する助成については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行日以後に第 7 条に定める書類を提出した者に対する助成に対して適用し、施行日前に提出した者に対する助成については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 なお、移行措置として、改正以前の様式については平成 27 年 3 月末日の申請まで使用できるものとする。

- 3 この要綱の施行日前の医療費に対する助成については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 なお、移行措置として、改正以前の様式については令和3年3月末日の申請まで使用できるものとする。
- 3 この要綱の施行日前の医療費に対する助成については、なお従前の例による。

別表第1（第3条第1項）

被爆者の子に対する医療費の助成対象となる障害及び疾病例	
<p>1 造血機能障害 貧血症、白血球減少症、出血性素因、紫斑病、血小板減少症</p> <p>2 肝臓機能障害 肝硬変、慢性肝炎（アルコール性を除く）</p> <p>3 細胞増殖機能障害 悪性新生物、骨髄性白血病</p> <p>4 内分泌腺機能障害 糖尿病（尿崩症、青銅糖尿病及び腎性糖尿病を除く）、甲状腺機能異常、卵巣機能異常、睾丸機能異常</p> <p>5 脳血管障害 くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳塞栓症</p> <p>6 循環器機能障害 高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患</p>	<p>7 腎臓機能障害 慢性腎炎、ネフローゼ症候群（妊娠又は産褥中に起きたもの、流産に伴うもの及び細尿管性ネフローゼ（急性）を除く）</p> <p>8 水晶体混濁による視機能障害 白内障のみ（先天性、糖尿病性を除く）</p> <p>9 呼吸器機能障害 肺気腫、その他の慢性間質性肺炎（急性又は詳細不明の間質肺炎を除く）</p> <p>10 運動器機能障害 変形性関節症、変形性脊椎症、骨粗鬆症</p> <p>11 潰瘍による消化器機能障害 胃潰瘍、十二指腸潰瘍、潰瘍性大腸炎</p>

別表第2（第5条第2項）

第5条第1項第3号に規定する証明書	1, 100円
第5条第1項第4号に規定する診断書	2, 750円